

宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年6月20日

|         |   |   |      |
|---------|---|---|------|
| 宮城県監査委員 | 安 | 部 | 孝    |
| 宮城県監査委員 | ゆ | さ | みゆき  |
| 宮城県監査委員 | 遊 | 佐 | 勘左衛門 |
| 宮城県監査委員 | 工 | 藤 | 鏡子   |

記

1 監査委員の報告日

平成26年3月27日

2 通知のあった日

平成26年5月30日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 株式会社仙台港貿易促進センター

イ 監査委員の報告の内容

期末において欠損金が認められたので、経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

同社の損失計上の主因であった仙台港国際ビジネスサポートセンター事業（通称「アクセル」：県企業局と合築）については、県が同社持分を買収し権利を一元化したのち、東日本大震災からの災害復旧工事を行い、今後は県有施設として更なる利活用を図ることとした。この方針に従い、同社は平成25年3月をもってアクセル事業から撤退し、堅調な仙台国際貿易港物流ターミナル事業に経営資源を集中する合理化策を進めている。

このため、同社の経営は平成24年度決算から単年度黒字に転じており、今後、累積損失は徐々に解消していく見込みである。県としては、当面は現在の事業を継続しながら、逐次組織体制を見直す等の更なる経営努力を重ねることで、累積損失解消の加速化を図るよう指導している。

なお、同社は本社機能をアクセルから物流ターミナル内に移転するとともに、人員削減（社員2人減（4人→2人））等の組織スリム化を行ったことを確認した。

(2) 団体名 公益社団法人みやぎ農業振興公社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお多額の延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。

(ロ) 収益の期間対応に不適切なものが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 長期未収金については債権管理簿を作成し、個別に案件を管理しながら未収金の回収に努めており、一定の成果を上げている。

県としては、更に必要に応じて法的措置への移行を検討しながら、全額

回収に向け、定期的に進捗状況を把握し、今後も収納促進に努めるよう指導した。

平成25年度回収額：26,103千円

(うち和解による欠損金13,747千円)

法的措置 1件

(ロ) 会計年度の期間と一致した適切な収益計上について指導を行い、その結果、平成25年度で改善されたことを確認した。

(3) 団体名 仙台エアカーゴターミナル株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において欠損金が認められたので、経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

繰越欠損金を縮小するため、平成25年度においても事務費の見直しなどの歳出コスト削減を指示し、同社としても全ての支出についてコストの見直しを行う等の努力をしたものの、多額の修繕費等が発生したため、当該年度の経常損益はマイナスとなった。最終的な当期純利益は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金の受入により生じた特別利益により、約4,800万円の黒字を計上する見込みとなっている。(平成24年度は約570万円の黒字)

また、収入確保に向け、貨物関係者のみならず一般の人にも分かりやすい情報を発信するよう指導したことにより、新たにホームページを立ち上げる等、利用者に対する同社の存在認識を高める努力をしており、平成26年度においては、引き続き経常費のコスト削減を指示するとともに、売上収入を震災以前の水準まで回復させることを目指して、輸出入貨物の増加に向けた支援・指導等を行う。